

入札案内書

令和8年度 第3回

別紙公告のとおり、立木の資格付一般競争入札を施行しますので、
添付の入札条件を合わせて参照のうえ、入札にご参加ください。

入札及び開札の日時	令和8年9月18日（金） 10時45分締切、即時開札
入札及び開札の場所	三陸北部森林管理署2階 会議室



東北森林管理局 三陸北部森林管理署

住 所 〒027-0022
岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号
電話番号 0193-62-6448
050-3160-5900（IP）
F A X 0193-63-4872

立 木 公 売 の 公 告

(第 3 回)

【資格付一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時 令和 8 年 9 月 18 日 10 時 30 分受付開始
 10 時 45 分締切 即時開札
2. 入札及び開札の場所 三陸北部森林管理署 2 階 会議室
3. 現地案内
 別紙現地案内書のとおり。
4. 公売物件
 - (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
 - (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
 - (3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から 15 日以内とします。
5. 郵便入札
 - (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により令和 8 年 9 月 17 日の 17 時 00 分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
 - (2) 送付先は次のとおりです。

郵便番号 0 2 7 - 0 0 2 2
住 所 岩手県宮古市磯鶏石崎 4 番 6 号
宛 名 三陸北部森林管理署長
 入札書在中（朱書きで記載）
 - (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。
6. 契約の締結期限 落札決定の日から起算して 14 日以内とします。
7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して 20 日以内とします。
8. 代金の延納
 - (1) 延納は、次の条件によって認められますので契約の際に申し出て下さい。

ア 1 件の売り払い代金が 150 万円以上となるとき 6 箇月以内、ただし、国有林野の立木については、1 件の売払数量が 1,000 m³以上においては 10 ヶ月以内とします。この場合、延納担保の提供が必要です。

イ 延納担保にできる物件については、国の定めるところにしたがって下さい。

ウ 延納担保の提供期限は、前記本文と同じとします。
 - (2) 延納利息は、法令の定めにより 2. 5 0 %とします。
 - (3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して 20 日以内とします。

（ただし、分収造林に関して分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認

めません。)

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙「特約条項及び特記事項（共通）」のとおり。
- (2) 分収金については、別紙「分収金に関する特約事項（分収育林、分収造林及び官行造林）」のとおり。
- (3) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。
- (4) 本入札の物件には、分収造林契約の候補地が含まれます。落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、三陸北部森林管理署（経営担当・管理担当）にお問い合わせ下さい。なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。
- (5) 立木の伐採・搬出に当たっては、「主伐期における伐採・搬出指針」のとおり。（三陸北部森林管理署 HP 掲載）
- (6) 森林作業道及び集材路・土場の作設にあたっては、「森林作業道作設指針」、「森林作業道・集材路及び土場作設特記仕様書（立木販売）」に基づき作設すること。（三陸北部森林管理署 HP 掲載）

10. 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなりますので入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1 号物件	2. 0 0 %	2 号-1 物件	3. 0 0 %	2 号-2 物件	2. 0 0 %
3 号物件	2. 5 0 %	4 号物件	2. 0 0 %	5 号物件	2. 0 0 %
6 号物件	2. 0 0 %	7 号物件	2. 0 0 %	8 号-1～3 物件	3. 0 0 %
9 号-1 物件	3. 0 0 %	9 号-2, 3 物件	2. 0 0 %	10 号物件	3. 0 0 %
11 号物件	2. 0 0 %				

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へお問い合わせ願います。

岩手県宮古市磯鶏石崎 4 番 6 号

三陸北部森林管理署 業務グループ 経営担当

問い合わせ先 TEL 0 1 9 3 - 6 2 - 6 4 4 8

令和 8 年 8 月 26 日

分任契約担当官

三陸北部森林管理署長 山崎 隆治

入 札 条 件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格決定通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

(1) 入札参加者は、競争参加資格決定通知書あるいは入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けてください。

(2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3. 売払物件の熟覧等

売払物件は、別紙売払物件明細書のとおりであり、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

4. 入札の方法

(1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。

(3) 入札書に改元前の年号、変更前の消費税が記載してある場合は、見え消した上で入札箱に入れてください。

(4) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。

(5) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書が無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

5. 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちにくじで落札者を決めます。

(2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。

また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

6. 入札保証金等

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

7. 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格決定通

知書を交付しないことがあります。

8. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者が入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入漏れ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したもの）、または記名（本人が自筆署名せず他人が書く場合に、ゴム印等で指名を表示したもの）の無いもの。
- (5) 入札金額を単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名が無いもの。
- (7) 入札金額を訂正したもの。
- (8) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付が無いか、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) その他入札条件（入札公告や入札説明書等に記載された条件）に違反した入札書。

9. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

10. 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えてありますから閲覧ください。

11. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

12. 入札金額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

13. 入札に際し、消費税を加算した金額で入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気づき開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって入札したによって入札したものと見なし、訂正、取消等は認めません。

14. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税10%を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

15. 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に該当金額の消費税額10%を加算した金額の5%以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。契約締結以降に係る違約金、遅延金等は全て消費税を加算したものととなります。

16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。
17. 暴力団排除に関する誓約事項
- (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
 - (2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。
18. 本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

様式第1号

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙

特約条項及び特記事項（共通事項）

1. 立木の搬出に際し土場及び搬出路が保安林である場合は、保安林協議が必要となるため、管轄森林事務所に作業仕組計画書の提出し、三陸北部森林管理署の承諾を得ること。また、砂防指定地である場合についても必要な手続きをしてから作業に着手しなくてはならない。なお、諸手続きに4週間程度の期間を要するものとする。
2. 物件の区域、伐採木等について不明なものは、森林官等に確認すること。
3. 伐採や搬出、森林作業道作設等に当たっては、土砂の崩落及び流失を防止する措置を講ずること。
4. 伐採した立木の残材や末木枝条等を、沢縁・土場敷・林道沿線等に放置をしないこと。残材や末木枝条、跡地整理、森林作業道等の水切りを搬出期間内に確実に実施すること。
5. 沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の地域に被害を与えることのないよう、必要な防止措置を講じなくてはならない。
6. 搬出等に当たって、林道等を損壊した場合は買受者の責において修繕を行わなければならない。また、碎石の敷き込み等については買受者により行うものとする。
7. 伐採・搬出に当たっては、境界標等の損傷防止措置を講ずること。
8. 伐採・搬出その他の作業に当たっては、販売対象外の立木を損傷しないよう特段の注意を払うこと。
9. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署へ連絡し、森林管理署長の指示に従うこと。
10. 公道等の使用に当たって、道路を損傷させないことはもとより、鉄板敷等の道路破損防止措置を講じる場合は、買受者において公道の占用許可の有無等を道路管理者に確認のうえ必要な手続きを行うこと。
11. 作業着手前には管轄森林事務所へ入林届の提出をすること。また、作業実行に当たっては、労働安全の諸法令を遵守し、災害発生時には速やかに森林管理署等に連絡すること。
12. 林業における労働災害防止の観点から、立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供を行い、提供された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導を実施する場合がある。
13. ナラ類の伐採及び素材の移動については、別添「ナラ枯れ被害材などの移動に関するガイドライン」に従って実施すること。
14. 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の猛禽類等の生育又は生息情報、営巣地を確認された場合は、速やかにその旨を森林管理署へ連絡し協議すること、その際は事業の一時中断や作業時期の変更等を要することがあり、双方協議の上対応を決定すること。
15. 林野火災防止対策について
 - （1）買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
 - ① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。

- ② 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
- ③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
- ④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
- ⑤ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。
- ⑥ 買受人は、上記①～⑤の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

16. 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）について

当署管内の国有林は特定盛土等規制区域であることから、立木販売において買受者が行う集材路等の作設において、規制区域内で盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行う場合は、買受者が工事主として都道府県知事等への許可申請又は届出を行わなければならないこと。

特約事項（林産物販売）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力する。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第 14 条により対応する。

ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

ー岩手県農林水産部森林整備課ー

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、積極的にナラ類を伐採利用しましょう！

- ・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要です。このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）**を伐採する際の**時期**と被害材の**移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

被害地域（前年又は当年の被害木から2kmの範囲）は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

【なぜ？】

- ・ 6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・ 健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

補足1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。

2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性があります。

補足1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破砕や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方**所在先の振興局等に対して**情報提供**し、**巡視活動の参考**とします。

【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破砕（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

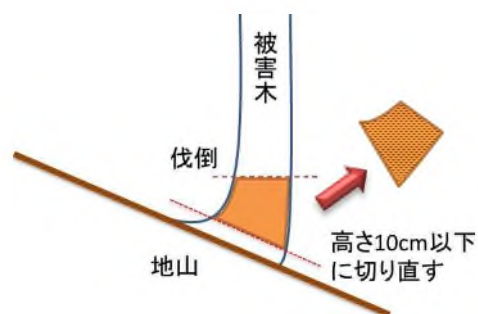
補足2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**で、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に所在先**の広域振興局・農林振興センター林務担当課にご相談下さい。

- しお
- 3 **葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破砕、焼却等により処理してください。**

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。



【ナラ枯れ被害とは？】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」（病原菌）によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ
右：メス 左：オス
体長は5mm程度



ナラ菌

写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

【被害の特徴は？】



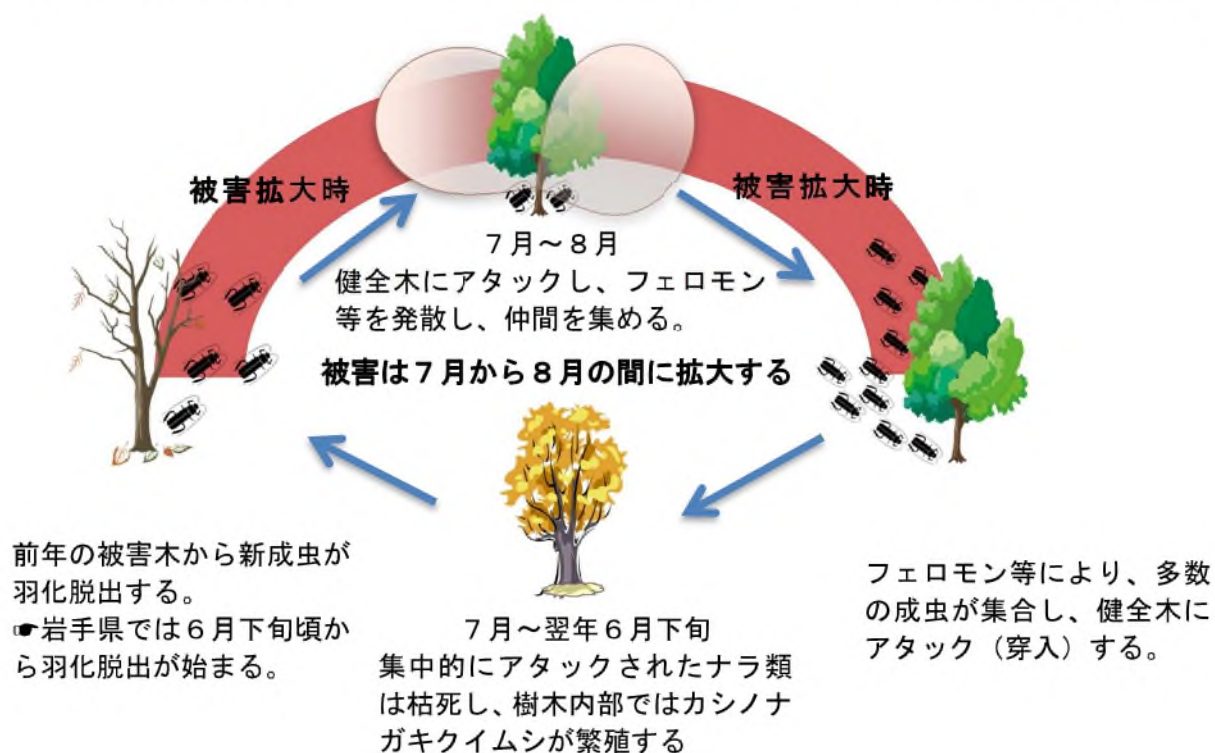
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：

(Tel — —)

住所：

氏名又は名称：

(Tel — —)

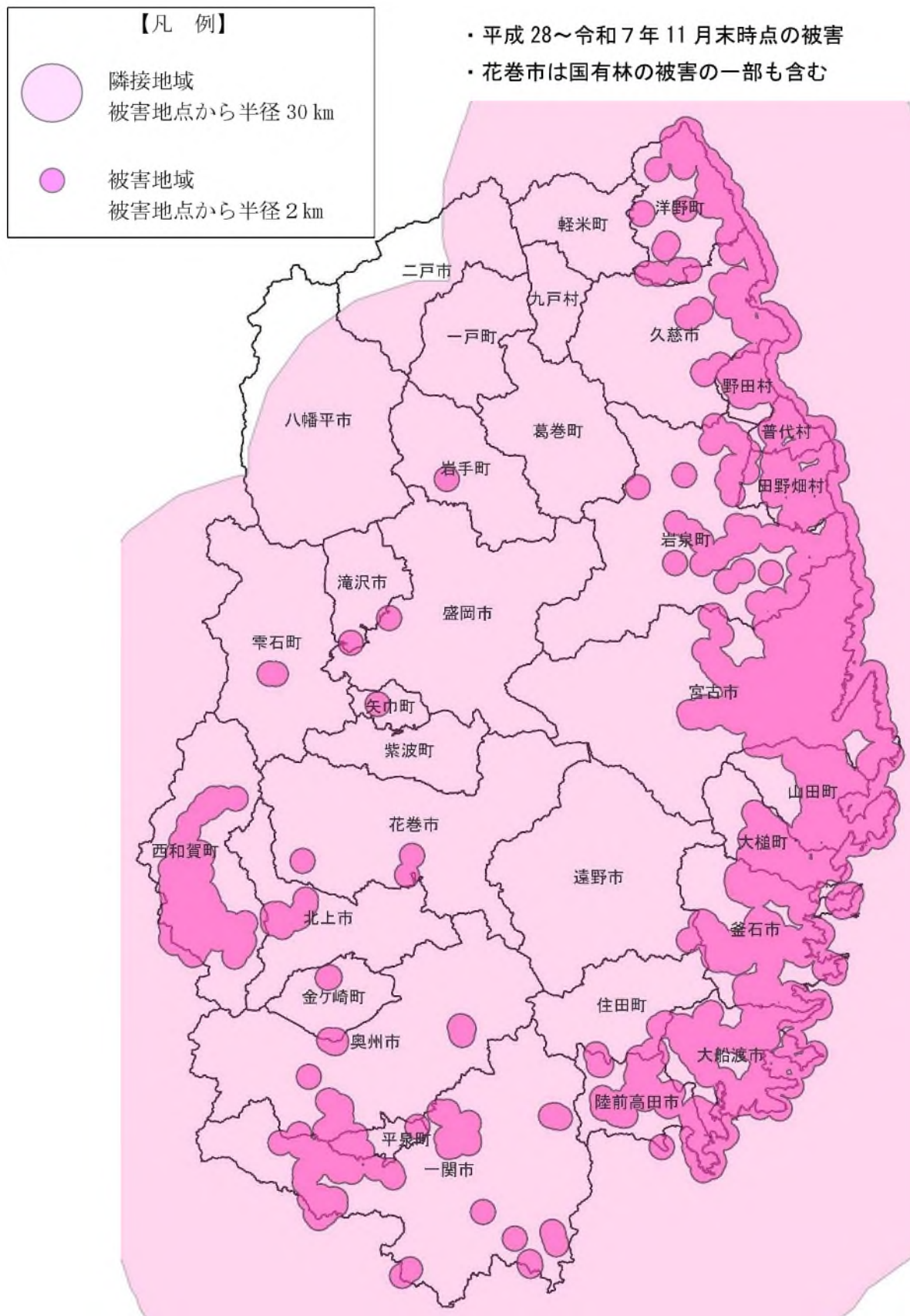
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限 年 6 月 20 日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。
適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れがありますので、処理期限までに、厚さ 10mm 以下に破砕（チップ化）又は焼却（炭化を含む）してください。

【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。（ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。）
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。（受領した通知書は巡視活動の参考とします。）

ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



広域振興局・農林振興センター 一覧

窓 口	電話番号 (FAX番号)	住 所
盛岡広域振興局林務部 林業振興課	019-629-6613 (019-629-6624)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
県南広域振興局林務部 林業振興課	0197-22-2871 (0197-22-6194)	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 林業振興課	0198-22-4932 (0198-22-6714)	〒025-0075 花巻市花城町1-41
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933 (0198-62-9899)	〒028-0525 遠野市六日町1-22
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課	0191-26-1893 (0191-26-1875)	〒021-8503 一関市竹山町7-5
沿岸広域振興局農林部 農林調整課	0193-25-2704 (0193-27-2843)	〒026-0043 釜石市新町6-50
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課	0193-64-2215 (0193-64-4594)	〒027-0072 宮古市五月町1-20
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所	0194-22-3113 (0194-22-5173)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課	0192-27-9914 (0192-27-8543)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1
県北広域振興局林務部 林業振興課	0194-53-4984 (0194-53-2304)	〒028-8042 久慈市八日町1-1
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課	0195-23-9204 (0195-25-5652)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3

分収金に関する特約事項（分収育林及び分収造林）

1. 分収木の買い受け人（以下「買受人」という。）は、分収木の売買代金について次により、支払い又は供託して下さい。
 - ア 国に支払う代金（以下「官収分」という。）は、国が発行する納入告知書により納付して下さい。
 - イ 分収権者に支払う代金（以下「民収分」という。）は、各分収権者が指定する金融機関の口座に払い込みして下さい。
なお、分収権者が行方不明等の場合は、国の指定する供託所に供託して下さい。
これらに伴い発生する振込手数料等については買受人の全額負担となります。
2. 買受人が契約条項に違反して契約に至らず、または契約を解除した場合の違約金については、国と分収権者が分収することとします。
3. 売買代金の延納は、官収分についてのみ認めるものとし、民収分については現納とします。
4. 売払立木の搬出延期料が発生した場合は、間伐の物件については国及び分収権者に、皆伐の物件については国に納付して下さい。
5. 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託する場合は、供託に伴う法務局への振込済の供託書本体又は日本銀行の受領印のある供託書正本を確認した後に行います。

委任状

代理人氏名 _____

上記の者を私の代理人と認め、下記の権限を委任します。

記

1. 入札年月日 令和 年 月 日

2. 委任事項 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名

分任契約担当官

三陸北部森林管理署長 殿

入札書

入札番号	第 号
------	-----

入札金額

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札者注意書を承諾のうえ、入札します。

入札執行年月日 令和 年 月 日
分任契約担当官 三陸北部森林管理署長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代理人住所
代理人氏名

注) 入札金額の頭部に¥を記入して下さい。

入札書

入札番号	第 号
------	-----

入札金額

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札者注意書を承諾のうえ、入札します。

入札執行年月日 令和 年 月 日
分任契約担当官 三陸北部森林管理署長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代理人住所
代理人氏名

注) 入札金額の頭部に¥を記入して下さい。

現 地 案 内 書

以下の物件について、下記日程によりご案内いたしますので、お知らせします。

売払番号	林小班	案 内 日 時	集 合 場 所	案 内 者	位 置 図
1号	39む	令和8年9月7日 (月) 9:00～ ※本物件の現地案内の希望につきましては、人数把握のため事前(9月4日まで)にご連絡頂くようお願い致します。 【お問い合わせ先】 三陸北部森林管理署 経営担当 TEL:0193-62-6448 2号-2、4号～7号、8号-1～3、9号1～2、11号については繰越物件のため、原則現地案内を行いません。 要望があった場合に別途対応いたします。	豊間根森林事務所 住所:岩手県下閉伊郡山田町豊間根第3地割160-2	首席森林官(豊間根・山田・宮古担当区) 主任森林整備官	
2号-1	40る1				
3号	42と				
9号-3	56へ13				
10号	56と4				

公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

三陸北部森林管理署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林齢	樹種	本数(本)	幹材積 (m ³)					延納	搬出期間
								スギ (一般材)	アカマツ (一般材)	その他N	L	合計		
1号	外山国有林 39む林小班	分収造林	皆伐	2.40	35	コナラ外	5,263				186.04	186.04	官収分のみ 認める	36ヶ月
2号-1	外山国有林 40る1林小班	分収造林	皆伐	4.91	70	スギ外	2,084	2,443.65		27.48	19.47	2,490.60	官収分のみ 認める	36ヶ月
2号-2	外山国有林 40る2林小班	分収造林	皆伐	0.26	66	スギ外	144	130.79		39.57	3.95	174.31	官収分のみ 認める	36ヶ月
2号小計				5.17			2,228	2,574.44		67.05	23.42	2,664.91	官収分のみ 認める	36ヶ月
3号	外山国有林 42と林小班	分収造林	皆伐	2.29	45	スギ外	5,568	87.72	79.74	26.91	181.43	375.80	官収分のみ 認める	36ヶ月
4号	鮎山国有林 16ち6林小班	分収造林	皆伐	1.55	27	コナラ外	4,450				124.55	124.55	官収分のみ 認める	36ヶ月
5号	鮎山国有林 15よ1林小班	分収造林	皆伐	2.90	62	アカマツ外	2,223	421.66	767.96	30.70	63.58	1,283.90	官収分のみ 認める	36ヶ月
6号	鮎山国有林 15よ2林小班	分収造林	皆伐	5.63	63	アカマツ外	5,576	797.92	1,346.72	166.96	108.78	2,420.38	官収分のみ 認める	36ヶ月
7号	鮎山国有林 15よ3林小班	分収造林	皆伐	6.70	68	スギ外	8,402	1,513.45	1,372.24	200.15	108.55	3,194.39	官収分のみ 認める	36ヶ月

公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

三陸北部森林管理署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林齢	樹種	本数 (本)	幹材積 (m ³)					延納	搬出期間
								スギ (一般材)	アカマツ (一般材)	その他N	L	合計		
8号-1	穴乳山国有林 56へ8林小班	分収造林	皆伐	2.47	31	コナラ外	5,733				204.28	204.28	官収分のみ 認める	36ヶ月
8号-2	穴乳山国有林 56へ9林小班	分収造林	皆伐	1.66	30	コナラ外	4,217			12.95	159.54	172.49	官収分のみ 認める	36ヶ月
8号-3	穴乳山国有林 56へ10林小班	分収造林	皆伐	2.34	29	コナラ外	4,149				231.02	231.02	官収分のみ 認める	36ヶ月
8号小計				6.47			14,099			12.95	594.84	607.79		
9号-1	穴乳山国有林 56へ11林小班	分収造林	皆伐	1.50	28	コナラ外	1,296				114.14	114.14	官収分のみ 認める	36ヶ月
9号-2	穴乳山国有林 56へ12林小班	分収造林	皆伐	1.68	27	コナラ外	1,547				102.78	102.78	官収分のみ 認める	36ヶ月
9号-3	穴乳山国有林 56へ13林小班	分収造林	皆伐	1.45	26	その他広葉樹	2,972				112.48	112.48	官収分のみ 認める	36ヶ月
9号小計				4.63			5,815				329.40	329.40		
10号	穴乳山国有林 56と4林小班	分収造林	皆伐	1.01	45	アカマツ外	1,617		196.18	77.61	65.70	339.49	官収分のみ 認める	36ヶ月
11号	南田代山国有林 364い4林小班	分収造林	皆伐	5.14	35	その他広葉樹 (ミズキ)	11,427 (2,441)				615.07 (86.68)	615.07 (86.68)	官収分のみ 認める	36ヶ月
合計				43.89			66,668	5,395.19	3,762.84	582.33	2,401.36	12,141.72		

位置図

令和8年度 第3回立木販売

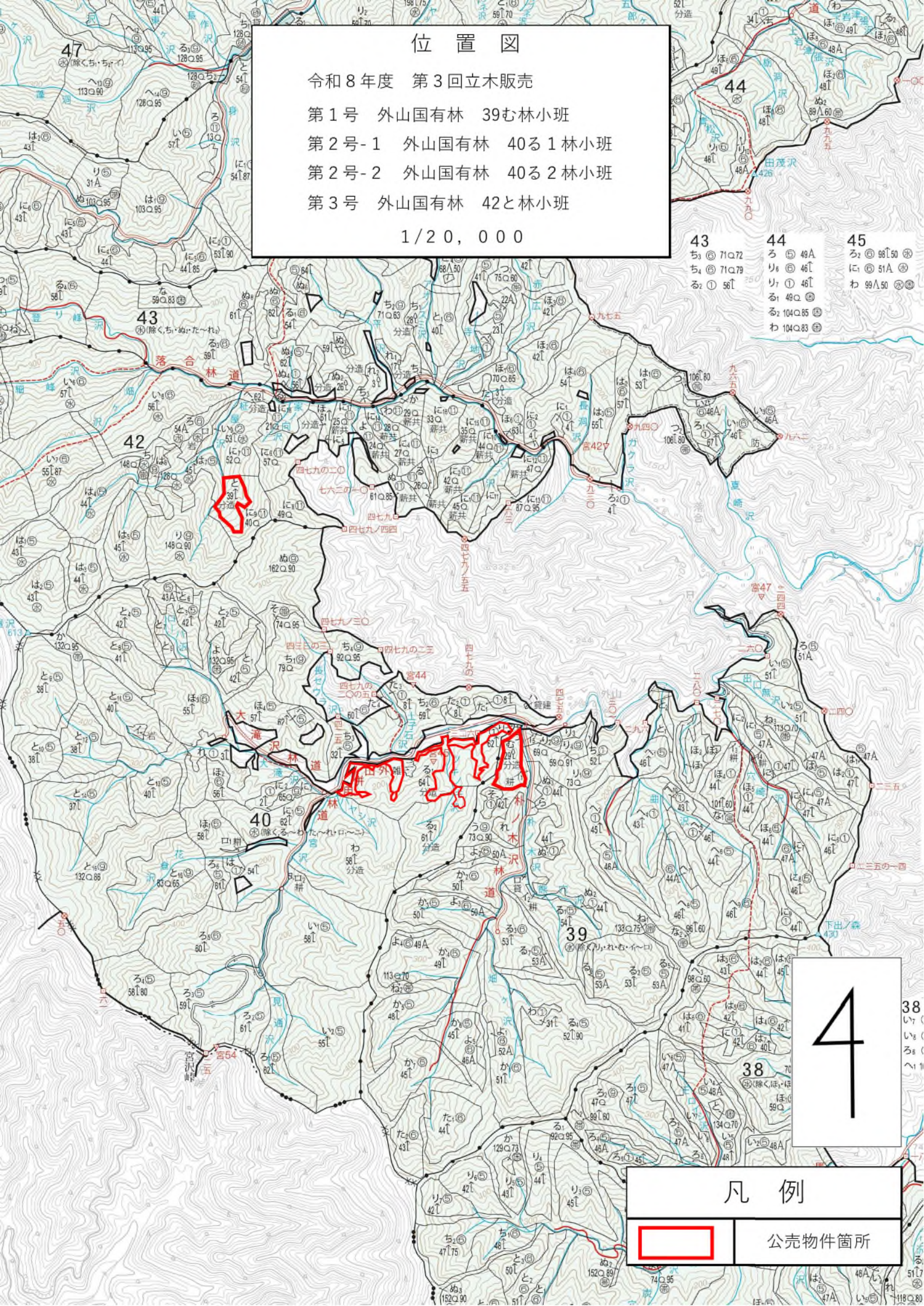
第1号 外山国有林 39む林小班

第2号-1 外山国有林 40る1林小班

第2号-2 外山国有林 40る2林小班

第3号 外山国有林 42と林小班

1/20,000



43
ち 71Q72
ち 71Q79
る 56L

44
ろ 49A
り 46L
り 46L
る 49Q
る 104Q85
わ 104Q83

45
ち 88L50
に 51A
わ 99A50

4

凡例



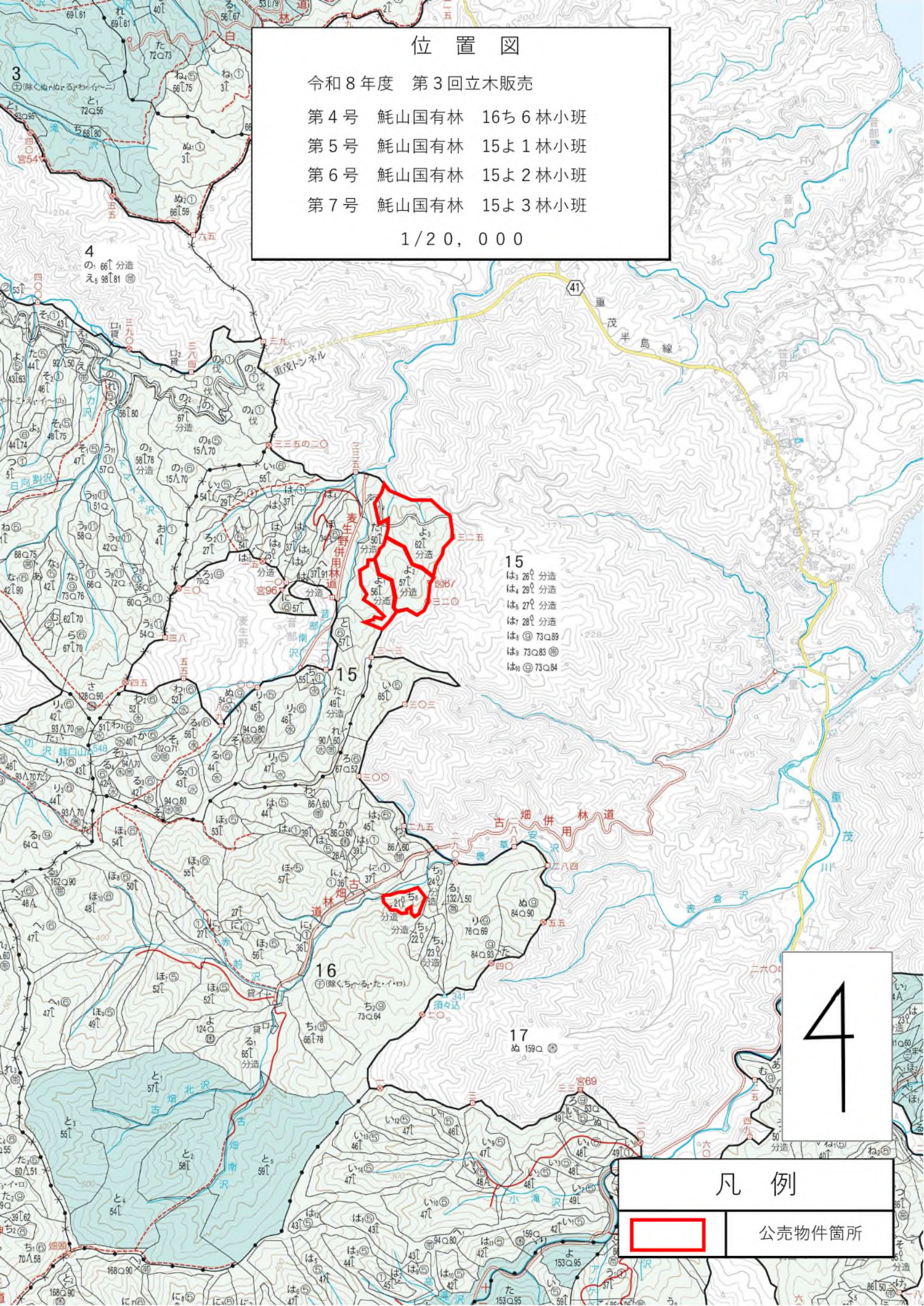
公売物件箇所

位置図

令和8年度 第3回立木販売

- 第4号 鮎山国有林 16ち6林小班
- 第5号 鮎山国有林 15よ1林小班
- 第6号 鮎山国有林 15よ2林小班
- 第7号 鮎山国有林 15よ3林小班

1/20,000



凡例



公売物件箇所

位置図

令和8年度 第3回立木販売

- 第8号-1 穴乳山国有林 56〜8林小班
- 第8号-2 穴乳山国有林 56〜9林小班
- 第8号-3 穴乳山国有林 56〜10林小班
- 第9号-1 穴乳山国有林 56〜11林小班
- 第9号-2 穴乳山国有林 56〜12林小班
- 第9号-3 穴乳山国有林 56〜13林小班
- 第10号 穴乳山国有林 56と4林小班

1/20,000

56

い ① 37
ろ ② 5A
ろ ③ 4A
ろ ④ 47A
に ⑤ 36
に ⑥ 4A
に ⑦ 4A
へ ⑧ 7100
ト ⑨ 貨

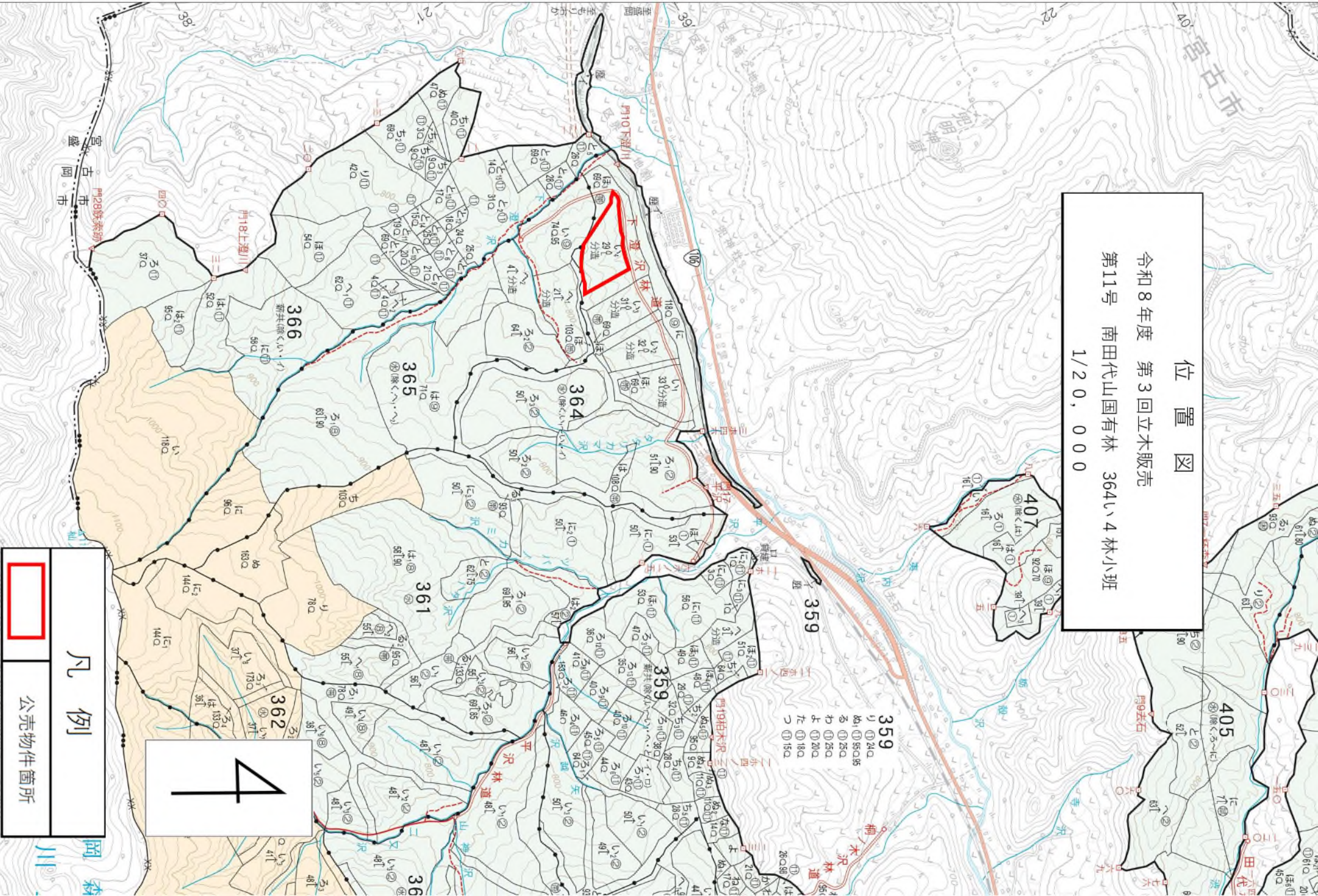
4

凡例



公売物件箇所

位置図
令和8年度 第3回立木販売
第11号 南田代山国有林 364㍿4林小班
1/20,000



凡例	
	公売物件箇所

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	1 号	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	外山国有林 39む林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：2 0 %、民収：8 0 %です。 2 本物件の周辺は保安林となっています。搬出に際し使用する場合には、保安林協議のため作業着手前に作業計画書の提出が必要となり、諸手続きには4週間程度の期間を要します。 3 本物件の搬出にあたり、民有地を通過、土場として使用する場合は、買受人において借地及び協議を行ってください。尚、地権者等の情報については、担当に問い合わせてください。 4 ナラ類の伐採及び素材の移動については、別紙「ナラ枯れ被害材などの移動に関するガイドライン」に従って実施してください。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20cm	22cm ～30cm	32cm ～40cm	42cm ～50cm	52cm ～60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (c m)	樹高 (m)
調査方法	標準地調査		コナラ	生立木	低質材	1,075	791	48	0	0	0	0	1,914	104.88	12	9
伐採方法	皆伐		その他広葉樹	生立木	低質材	2,781	521	47	0	0	0	0	3,349	81.16	8	6
面積（h a）	2.40		L計			3,856	1,312	95	0	0	0	0	5,263	186.04		
林齢（年）	35															
搬出期間（ヶ月）	36															
契約関係	分収造林															
標準地面積	0.1519															
法令制限、その他留意事項	-															
保安林	-															
自然公園	-															
砂防指定	-															

林小班	39畝
-----	-----

主要樹種径級別本数及び材積

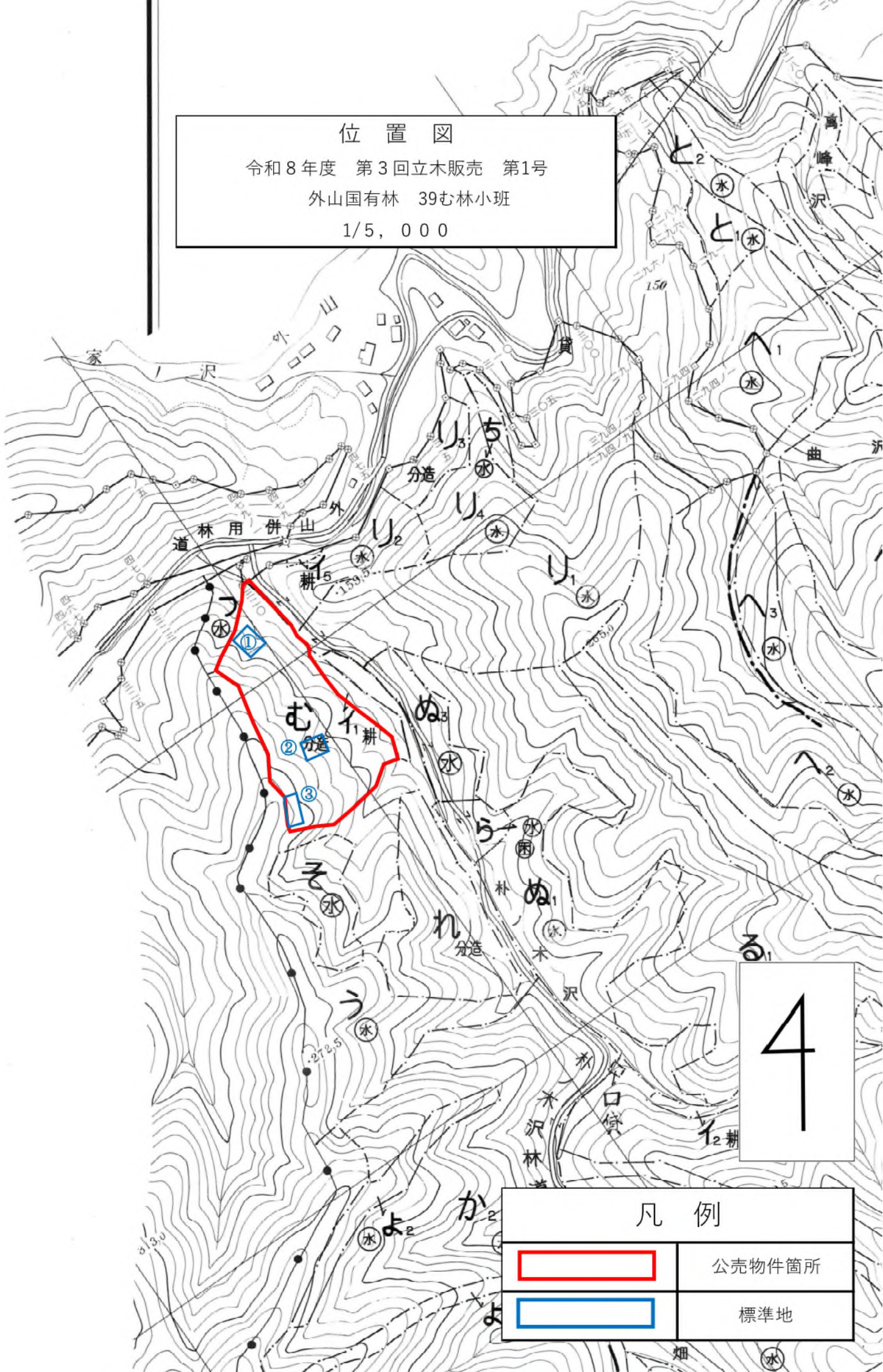
[illegible]

位置図

令和8年度 第3回立木販売 第1号

外山国有林 39む林小班

1/5, 000



凡例



公売物件箇所



標準地

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	2号-1	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	外山国有林 40る1林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：30%、民収：70%です。 2 本物件の搬出にあたり、民有地を通過、土場として使用する場合は、買受人において借地及び協議を行ってください。尚、地権者等の情報については、担当に問い合わせてください。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数								計		平均	
						10cm 以下	12cm ～20cm	22cm ～30cm	32cm ～40cm	42cm ～50cm	52cm ～60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	標準地調査		スギ	生立木	一般材	0	17	278	590	713	296	34	1,928	2,443.65	42	19	
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	0	0	0	17	0	0	0	17	27.48	40	27	
面積（ha）	4.91		N計			0	17	278	607	713	296	34	1,945	2,471.13			
林齢（年）	70																
搬出期間（ヶ月）	36		その他広葉樹	生立木	低質材	0	87	52	0	0	0	0	139	19.47	20	9	
契約関係	分収造林 <td>L計</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>87</td> <td>52</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>139</td> <td>19.47</td> <td></td> <td></td>		L計			0	87	52	0	0	0	0	139	19.47			
標準地面積	0.2823																
法令制限、その他留意事項	-																
保安林	-																
自然公園	-																
砂防指定	-																

(別紙)

物件番号 2号-1

国有林名 外山

林小班 40る1

主要樹種径級別本数及び材積

樹種	スギ (一般材)		スギ (低質材)		その他広葉樹							合計	
平均	42cm	19m	40cm	27m	20cm	9m						34cm	18m
径級	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(m³)
10cm以下													
12cm													
14cm													
16cm													
18cm					17	1.74						17	1.74
20cm	17	2.96			70	8.52						87	11.48
22cm	52	13.39			35	5.91						87	19.30
24cm					17	3.30						17	3.30
26cm	52	17.21										52	17.21
28cm	87	33.74										87	33.74
30cm	87	35.30										87	35.30
32cm	104	59.82										104	59.82
34cm	104	73.39										104	73.39
36cm	87	67.82										87	67.82
38cm	156	141.20										156	141.20
40cm	139	145.03	17	27.48								156	172.51
42cm	174	204.68										174	204.68
44cm	139	188.51										139	188.51
46cm	174	260.85										174	260.85
48cm	174	290.76										174	290.76
50cm	52	94.08										52	94.08
52cm	87	175.82										87	175.82
54cm	70	151.99										70	151.99
56cm	87	216.33										87	216.33
58cm	52	146.60										52	146.60
60cm													
62cm以上	34	124.17										34	124.17
計	1,928	2,443.65	17	27.48	139	19.47						2,084	2,490.60

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	2号-2	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	外山国有林 40る2林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：20%、民収：80%です。 2 本物件の搬出にあたり、民有地を通過、土場として使用する場合は、買受人において借地及び協議を行ってください。尚、地権者等の情報については、担当に問い合わせてください。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数								計		平均	
						10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
						以下	～20cm	～30cm	～40cm	～50cm	～60cm	以上					
調査方法	毎木調査（精密）		スギ	生立木	一般材	0	2	14	34	25	13	7	95	130.79	42	21	
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	0	8	13	15	7	2	1	46	37.95	34	17	
面積（ha）	0.26		スギ	生折木	低質材	0	0	1	0	1	0	0	2	1.62	36	16	
林齢（年）	66		N計			0	10	28	49	33	15	8	143	170.36			
搬出期間（ヶ月）	36																
契約関係	分収造林		カツラ	生立木	一般材	0	0	0	0	0	0	1	1	3.95	74	24	
標準地面積			L計			0	0	0	0	0	0	1	1	3.95			
法令制限、その他留意事項	-																
保安林	-																
自然公園	-																
砂防指定	-																

(別紙)

物件番号 2号-2

国有林名 外山

林小班 40る2

主要樹種径級別本数及び材積

樹種	スギ (一般材)		スギ (低質材)		スギ (折・低質材)		カツラ (一般材)						合計	
平均	42cm	21m	34cm	17m	36cm	16m	74cm	24m					50cm	18m
径級	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)
10cm以下														
12cm														
14cm			1	0.08									1	0.08
16cm			1	0.13									1	0.13
18cm	1	0.14	2	0.31									3	0.45
20cm	1	0.18	4	0.86									5	1.04
22cm			2	0.56									2	0.56
24cm	2	0.65	3	1.11									5	1.76
26cm	2	0.89	4	1.60									6	2.49
28cm	4	1.96	2	0.85									6	2.81
30cm	6	3.87	2	1.33	1	0.46							9	5.66
32cm	4	2.73	3	1.93									7	4.66
34cm	8	6.65	5	3.08									13	9.73
36cm	10	9.93	2	1.69									12	11.62
38cm	7	7.34	2	2.03									9	9.37
40cm	5	5.70	3	3.30									8	9.00
42cm	8	10.22	2	2.56									10	12.78
44cm	6	9.11	1	1.80	1	1.16							8	12.07
46cm	4	6.67	1	1.63									5	8.30
48cm	4	6.58	2	3.82									6	10.40
50cm	3	5.77	1	2.04									4	7.81
52cm	4	8.77	1	1.99									5	10.76
54cm	6	13.26											6	13.26
56cm	3	6.72	1	2.34									4	9.06
58cm														
60cm	1	2.62											1	2.62
62cm以上	6	21.03	1	2.91			1	3.95					8	27.89
計	95	130.79	46	37.95	2	1.62	1	3.95					144	174.31

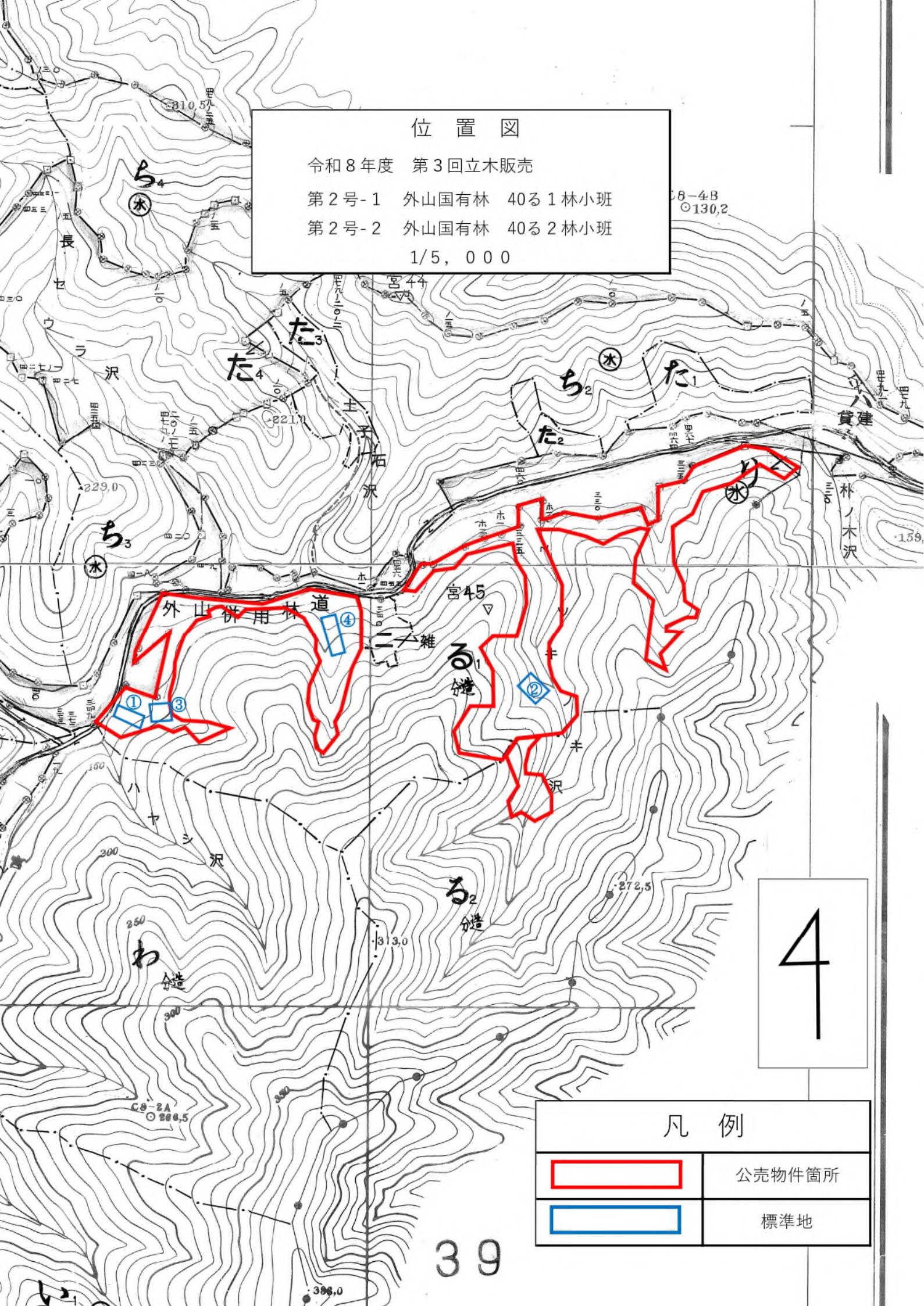
位置図

令和8年度 第3回立木販売

第2号-1 外山国有林 40る1林小班

第2号-2 外山国有林 40る2林小班

1/5, 000



4

凡例

	公売物件箇所
	標準地

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	3 号	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	外山国有林 42と林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：25%、民収：75%です。 2 本物件の周辺は保安林となっています。搬出に際し使用する場合には、保安林協議のため作業着手前に作業計画書の提出が必要となり、諸手続きには4週間程度の期間を要します。 3 本物件の伐採で発生する支障木については立木補償が発生します。また、隣接する他の分収造林内での支障木の発生が見込まれる場合においては、その取扱いにつき第三者と連絡調整を図る必要があることから、本物件の売買契約締結後、速やかに搬出路の作設計画を作成の上、当森林管理署担当者に提出し、当該担当者及び関係者と支障木の代金の支払いを含め連絡調整が必要となります。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20cm	22cm ～30cm	32cm ～40cm	42cm ～50cm	52cm ～60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地調査		スギ	生立木	一般材	0	120	110	20	0	0	0	250	87.72	22	16
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	198	89	0	0	0	0	0	287	9.02	10	6
面積 (ha)	2.29		アカマツ	生立木	一般材	0	124	124	18	0	0	0	266	79.74	22	15
林齢 (年)	45		アカマツ	生立木	低質材	18	141	0	0	0	0	0	159	17.89	14	13
搬出期間 (ヶ月)	36		N計			216	474	234	38	0	0	0	962	194.37		
契約関係	分収造林															
標準地面積	0.1515		その他広葉樹	生立木	低質材	3,359	1,140	107	0	0	0	0	4,606	181.43	10	8
法令制限、その他留意事項	-		L計			3,359	1,140	107	0	0	0	0	4,606	181.43		
保安林	-															
自然公園	-															
砂防指定	-															

(別紙)

物件番号 3号

国有林名 外山

林小班 42と

主要樹種径級別本数及び材積

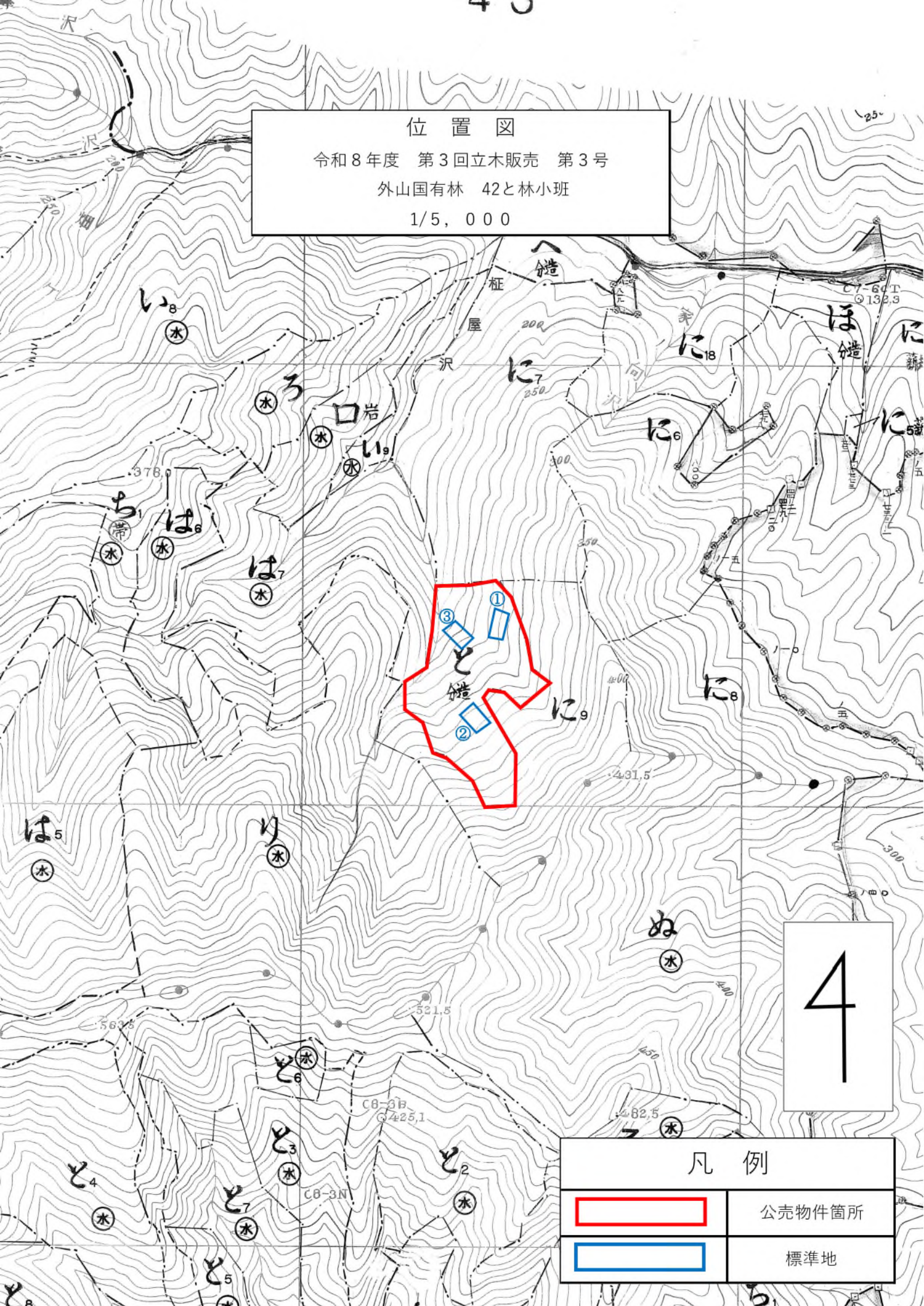
樹種	スギ (一般材)		スギ (低質材)		アカマツ (一般材)		アカマツ (低質材)		その他広葉樹				合計	
平均	22cm	16m	10cm	6m	22cm	15m	14cm	13m	10cm	8m			16cm	12m
径級	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)
10cm以下			198	3.77			18	0.53	3359	55.25			3575	59.55
12cm			59	2.97			35	2.30	363	17.30			457	22.57
14cm	10	0.69	10	0.79			53	5.14	325	22.57			398	29.19
16cm	50	6.04	20	1.49	71	9.39	18	2.48	316	32.16			475	51.56
18cm	30	4.85			18	3.19	35	7.44	45	5.92			128	21.40
20cm	30	7.33			35	8.86			91	17.23			156	33.42
22cm	20	6.34			35	9.92			18	3.54			73	19.80
24cm	60	27.42			18	7.09			18	4.25			96	38.76
26cm	20	11.09			53	23.57			53	16.30			126	50.96
28cm	10	5.35			18	6.56							28	11.91
30cm									18	6.91			18	6.91
32cm	10	8.81			18	11.16							28	19.97
34cm	10	9.80											10	9.80
36cm														
38cm														
40cm														
42cm														
44cm														
46cm														
48cm														
50cm														
52cm														
54cm														
56cm														
58cm														
60cm														
計	250	87.72	287	9.02	266	79.74	159	17.89	4,606	181.43			5,568	375.80

位置図

令和8年度 第3回立木販売 第3号

外山国有林 42と林小班

1/5, 0 0 0



4

凡 例



公売物件箇所



標準地

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

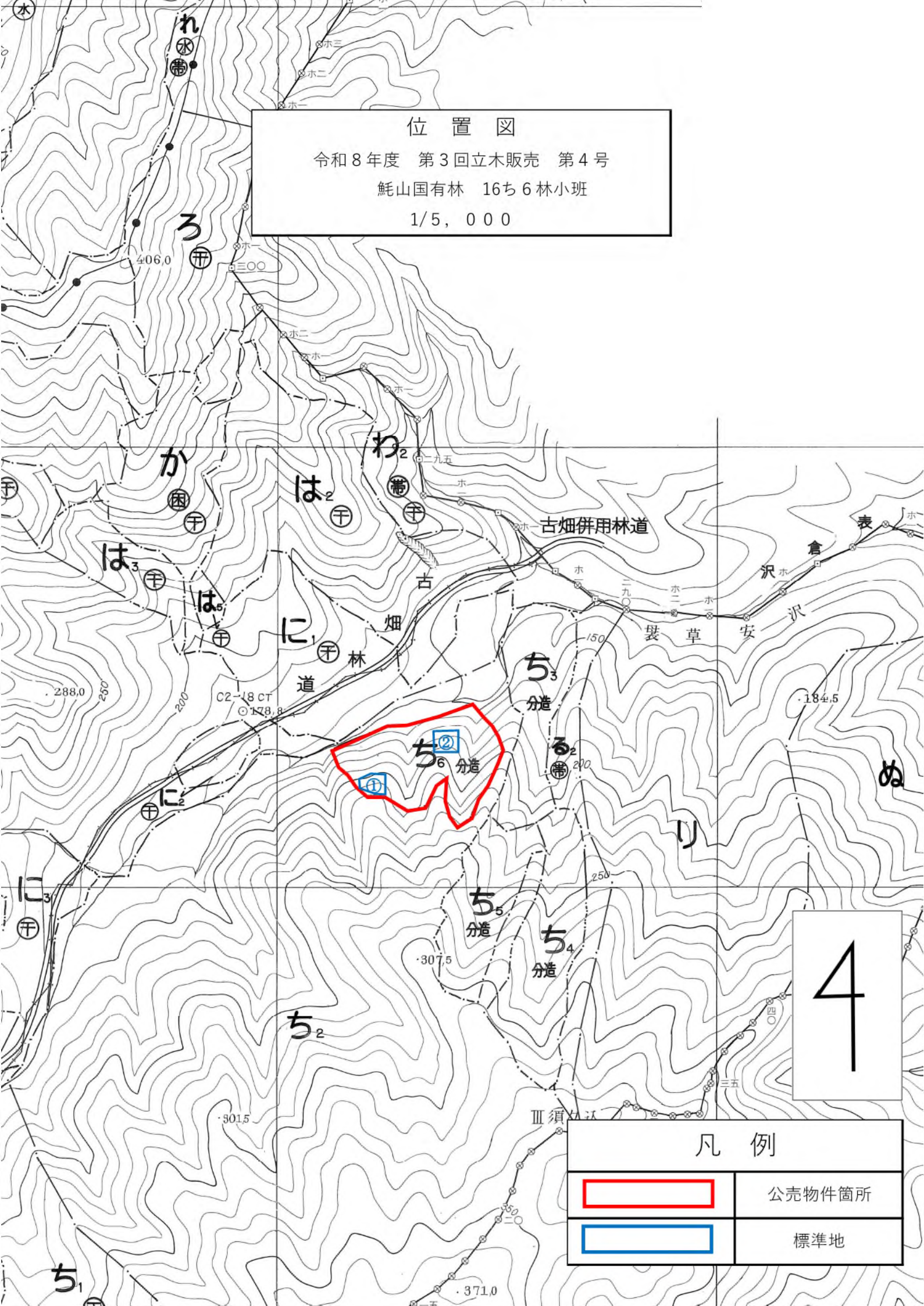
[illegible]

林小班 16ち6

主要樹種径級別本数及び材積

[illegible]

位 置 図
令和 8 年度 第 3 回立木販売 第 4 号
鮎山国有林 16 ち 6 林小班
1/5, 0 0 0

 $1/5, \quad 0 \ 0 \ 0$ 

4

凡 例	
	公売物件箇所
	標準地

標準地

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	5号	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	鉦山国有林 15よ1林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：20%、民収：80%です。 2 本物件の伐採で発生する支障木については立木補償が発生します。また、隣接する他の分収造林内での支障木の発生が見込まれる場合においては、その取扱いにつき第三者と連絡調整を図る必要があることから、本物件の売買契約締結後、速やかに搬出路の作設計画を作成の上、当森林管理署担当者に提出し、当該担当者及び関係者と支障木の代金の支払いを含め連絡調整が必要となります。 3 本物件周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれています。当該区域内において作業道の作設等に伴う掘削を行う場合は、文化財保護法に基づく所定の手続きが必要となります。また、作業中に埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに作業を中止して現状を維持し、速やかに森林管理署へ連絡してください。その後の対応については、森林管理署長の指示に従うものとします。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数						計		平均		
調査方法	標準地調査		10cm 以下	12cm ～20cm	22cm ～30cm	32cm ～40cm	42cm ～50cm	52cm ～60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)			
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	一般材	0	16	126	171	78	16	0	407	421.66	34	21
面積（ha）	2.90		アカマツ	生立木	一般材	0	48	335	463	80	0	0	926	767.96	32	21
林齢（年）	62		アカマツ	生立木	低質材	0	48	64	0	0	0	0	112	30.70	20	15
搬出期間（ヶ月）	36		N計			0	112	525	634	158	16	0	1,445	1,220.32		
契約関係	分収造林															
標準地面積	0.1835		その他広葉樹	生立木	低質材	604	80	94	0	0	0	0	778	63.58	12	9
法令制限、その他留意事項	埋蔵文化財		L計			604	80	94	0	0	0	0	778	63.58		
保安林	-															
自然公園	-															
砂防指定	-															

(別紙)

物件番号 5号

国有林名 鯉山

林小班 15よ1

主要樹種径級別本数及び材積

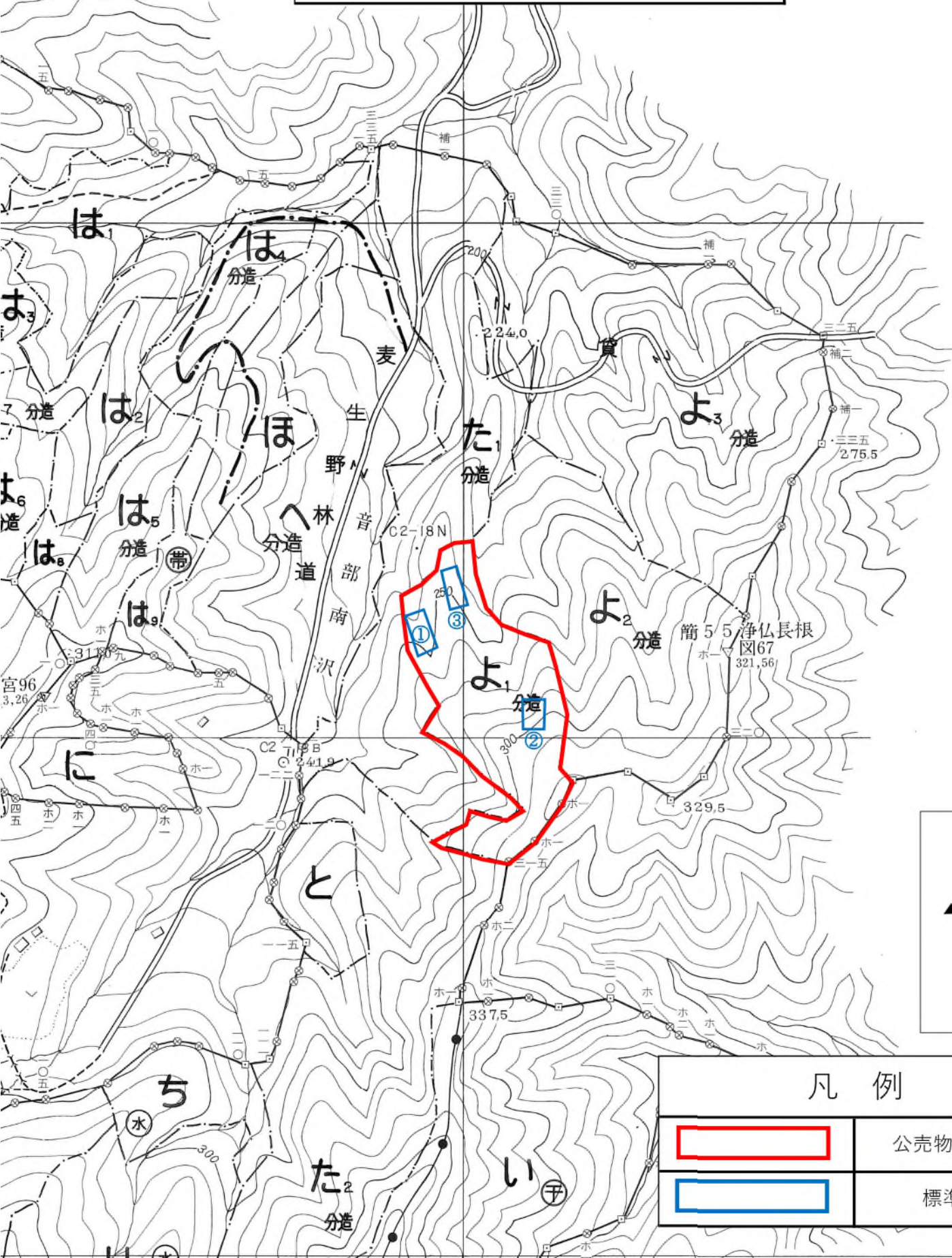
樹種	スギ (一般材)		アカマツ (一般材)		アカマツ (低質材)		その他広葉樹						合計	
平均	34cm	21m	32cm	21m	20cm	15m	12cm	9m					24cm	17m
径級	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)
10cm以下							604	11.34					604	11.34
12cm							48	2.83					48	2.83
14cm					16	1.59	16	1.11					32	2.70
16cm							16	2.02					16	2.02
18cm	16	2.95			16	2.70							32	5.65
20cm			48	11.77	16	4.45							64	16.22
22cm			32	10.50	32	9.71							64	20.21
24cm	16	7.14	32	12.72	16	4.93							64	24.79
26cm	31	11.18	96	45.18	16	7.32	31	13.05					174	76.73
28cm	16	5.44	48	28.96			47	24.69					111	59.09
30cm	63	41.94	127	84.27			16	8.54					206	134.75
32cm	47	34.48	144	117.25									191	151.73
34cm	31	27.33	112	96.26									143	123.59
36cm			96	98.86									96	98.86
38cm	62	77.81	16	18.93									78	96.74
40cm	31	44.11	95	122.83									126	166.94
42cm	47	74.70	32	47.25									79	121.95
44cm			32	47.09									32	47.09
46cm	31	56.53	16	26.09									47	82.62
48cm														
50cm														
52cm	16	38.05											16	38.05
54cm														
56cm														
58cm														
60cm														
計	407	421.66	926	767.96	112	30.70	778	63.58					2,223	1,283.90

位置図

令和8年度 第3回立木販売 第5号

鮎山国有林 15よ1林小班

1/5,000



4

凡例

	公売物件箇所
	標準地

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	6 号	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	鮎山国有林 15よ2林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：20%、民収：80%です。 2 本物件の伐採で発生する支障木については立木補償が発生します。また、隣接する他の分収造林内での支障木の発生が見込まれる場合においては、その取扱いにつき第三者と連絡調整を図る必要があることから、本物件の売買契約締結後、速やかに搬出路の作設計画を作成の上、当森林管理署担当者に提出し、当該担当者及び関係者と支障木の代金の支払いを含め連絡調整が必要となります。 3 本物件周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれています。当該区域内において作業道の作設等に伴う掘削を行う場合は、文化財保護法に基づく所定の手続きが必要となります。また、作業中に埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに作業を中止して現状を維持し、速やかに森林管理署へ連絡してください。その後の対応については、森林管理署長の指示に従うものとします。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
						以下	～20cm	～30cm	～40cm	～50cm	～60cm	以上				
調査方法	標準地調査		スギ	生立木	一般材	0	98	177	352	177	0	0	804	797.92	28	20
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	0	59	20	0	0	0	0	79	17.24	20	14
面積（ha）	5.63		アカマツ	生立木	一般材	0	72	1,064	834	74	0	0	2,044	1,346.72	30	18
林齢（年）	63		アカマツ	生立木	低質材	0	198	308	18	0	0	0	524	149.72	20	14
搬出期間（ヶ月）	36		N計			0	427	1,569	1,204	251	0	0	3,451	2,311.60		
契約関係	分収造林															
標準地面積	0.3059		その他広葉樹	生立木	低質材	1,511	450	164	0	0	0	0	2,125	108.78	6	6
法令制限、その他留意事項	埋蔵文化財		L計			1,511	450	164	0	0	0	0	2,125	108.78		
保安林	-															
自然公園	-															
砂防指定	-															
													</			

(別紙)

物件番号 6号

国有林名 鯉山

林小班 15よ2

主要樹種径級別本数及び材積

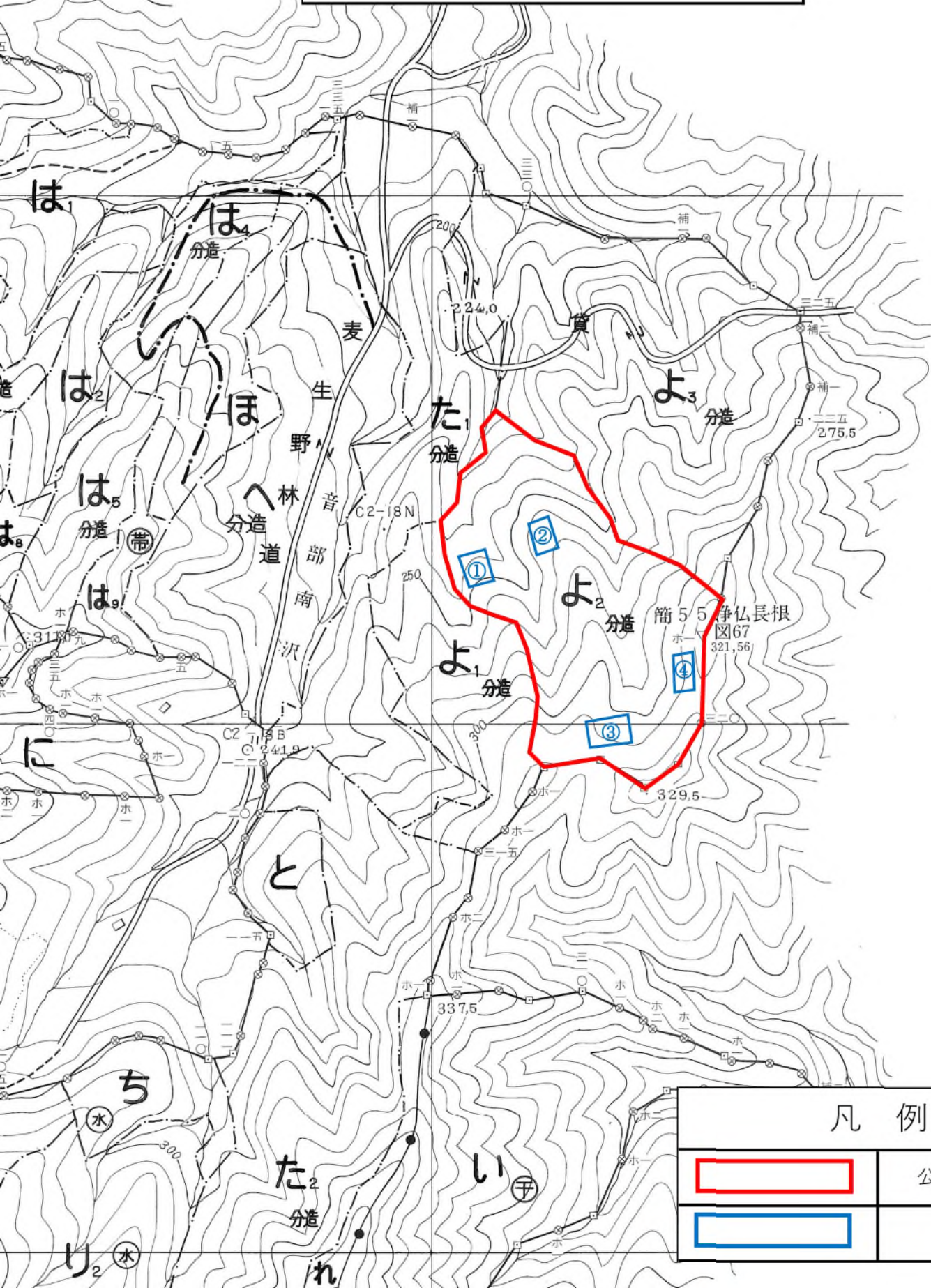
樹種	スギ (一般材)		スギ (低質材)		アカマツ (一般材)		アカマツ (低質材)		その他広葉樹				合計	
平均	28cm	20m	20cm	14m	30cm	18m	20cm	14m	6cm	6m			20cm	14m
径級	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)
10cm以下									1511	28.48			1511	28.48
12cm							18	0.90	198	8.83			216	9.73
14cm			39	2.74					126	9.01			165	11.75
16cm	39	5.49					90	11.53	36	3.60			165	20.62
18cm	39	7.64			36	5.77	18	2.88	36	3.96			129	20.25
20cm	20	5.10	20	4.90	36	7.93	72	16.94	54	10.81			202	45.68
22cm	59	19.01			144	38.21	126	33.34	54	12.25			383	102.81
24cm	20	8.04	20	9.60	180	63.43	90	27.57	72	18.74			382	127.38
26cm	39	19.21			272	111.10	18	6.85	38	13.10			367	150.26
28cm					270	131.01	56	27.36					326	158.37
30cm	59	45.47			198	115.15	18	8.83					275	169.45
32cm	78	66.64			180	125.60	18	13.52					276	205.76
34cm	59	56.64			146	122.36							205	179.00
36cm	78	88.20			182	168.82							260	257.02
38cm	78	100.55			198	196.78							276	297.33
40cm	59	84.08			128	142.46							187	226.54
42cm	118	183.46			20	32.14							138	215.60
44cm	39	70.56			18	25.95							57	96.51
46cm	20	37.83			18	27.93							38	65.76
48cm					18	32.08							18	32.08
50cm														
52cm														
54cm														
56cm														
58cm														
60cm														
計	804	797.92	79	17.24	2,044	1,346.72	524	149.72	2,125	108.78			5,576	2,420.38

位置図

令和8年度 第3回立木販売 第6号

鮎山国有林 15よ2林小班

1/5,000



凡例

	公売物件箇所
	標準地

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	7 号	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	鉦山国有林 15よ3林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：20%、民収：80%です。 2 本物件の伐採で発生する支障木については立木補償が発生します。また、隣接する他の分収造林内での支障木の発生が見込まれる場合においては、その取扱いにつき第三者と連絡調整を図る必要があることから、本物件の売買契約締結後、速やかに搬出路の作設計画を作成の上、当森林管理署担当者に提出し、当該担当者及び関係者と支障木の代金の支払いを含め連絡調整が必要となります。 3 本物件周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれています。当該区域内において作業道の作設等に伴う掘削を行う場合は、文化財保護法に基づく所定の手続きが必要となります。また、作業中に埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに作業を中止して現状を維持し、速やかに森林管理署へ連絡してください。その後の対応については、森林管理署長の指示に従うものとします。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20cm	22cm ～30cm	32cm ～40cm	42cm ～50cm	52cm ～60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地調査		スギ	生立木	一般材	0	76	549	832	171	0	0	1,628	1,513.45	32	21
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	38	95	0	0	0	0	0	133	10.78	14	8
面積（ha）	6.70		アカマツ	生立木	一般材	0	37	1,158	936	37	0	0	2,168	1,372.24	30	17
林齢（年）	68		アカマツ	生立木	低質材	0	374	280	19	19	0	0	692	189.37	22	14
搬出期間（ヶ月）	36		N計			38	582	1,987	1,787	227	0	0	4,621	3,085.84		
契約関係	分収造林															
標準地面積	0.3566		その他広葉樹	生立木	低質材	3,050	693	38	0	0	0	0	3,781	108.55	8	7
法令制限、その他留意事項	埋蔵文化財		L計			3,050	693	38	0	0	0	0	3,781	108.55		
保安林	-															
自然公園	-															
砂防指定	-															

(別紙)

物件番号 7号

国有林名 鯉山

林小班 15よ3

主要樹種径級別本数及び材積

樹種	スギ (一般材)		スギ (低質材)		アカマツ (一般材)		アカマツ (低質材)		その他広葉樹				合計	
平均	32cm	21m	14cm	8m	30cm	17m	22cm	14m	8cm	7m			18cm	12m
径級	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)
10cm以下			38	0.95					3050	52.64			3088	53.59
12cm			19	1.14			19	1.12	337	16.83			375	19.09
14cm							56	4.30	262	18.91			318	23.21
16cm	19	2.65	38	3.39			112	14.38	75	6.72			244	27.14
18cm			38	5.30			75	11.77	19	2.99			132	20.06
20cm	57	13.82			37	9.53	112	22.42					206	45.77
22cm	76	24.23			205	53.70	93	25.59	19	3.74			393	107.26
24cm	189	60.58			224	73.60	75	25.03	19	6.72			507	165.93
26cm	57	24.23			224	88.73	37	15.88					318	128.84
28cm	38	19.12			262	133.19	38	20.50					338	172.81
30cm	189	123.23			243	130.20	37	19.43					469	272.86
32cm	189	158.82			243	166.82	19	9.34					451	334.98
34cm	189	188.16			112	83.31							301	271.47
36cm	170	190.63			187	168.42							357	359.05
38cm	227	294.93			356	363.32							583	658.25
40cm	57	86.13			38	50.05							95	136.18
42cm	19	37.86			37	51.37	19	19.61					75	108.84
44cm	57	107.71											57	107.71
46cm	38	70.23											38	70.23
48cm	38	67.58											38	67.58
50cm	19	43.54											19	43.54
52cm														
54cm														
56cm														
58cm														
60cm														
計	1,628	1,513.45	133	10.78	2,168	1,372.24	692	189.37	3,781	108.55			8,402	3,194.39

位置図

令和8年度 第3回立木販売 第7号

鮎山国有林 15よ3林小班

1/5, 000

第

4

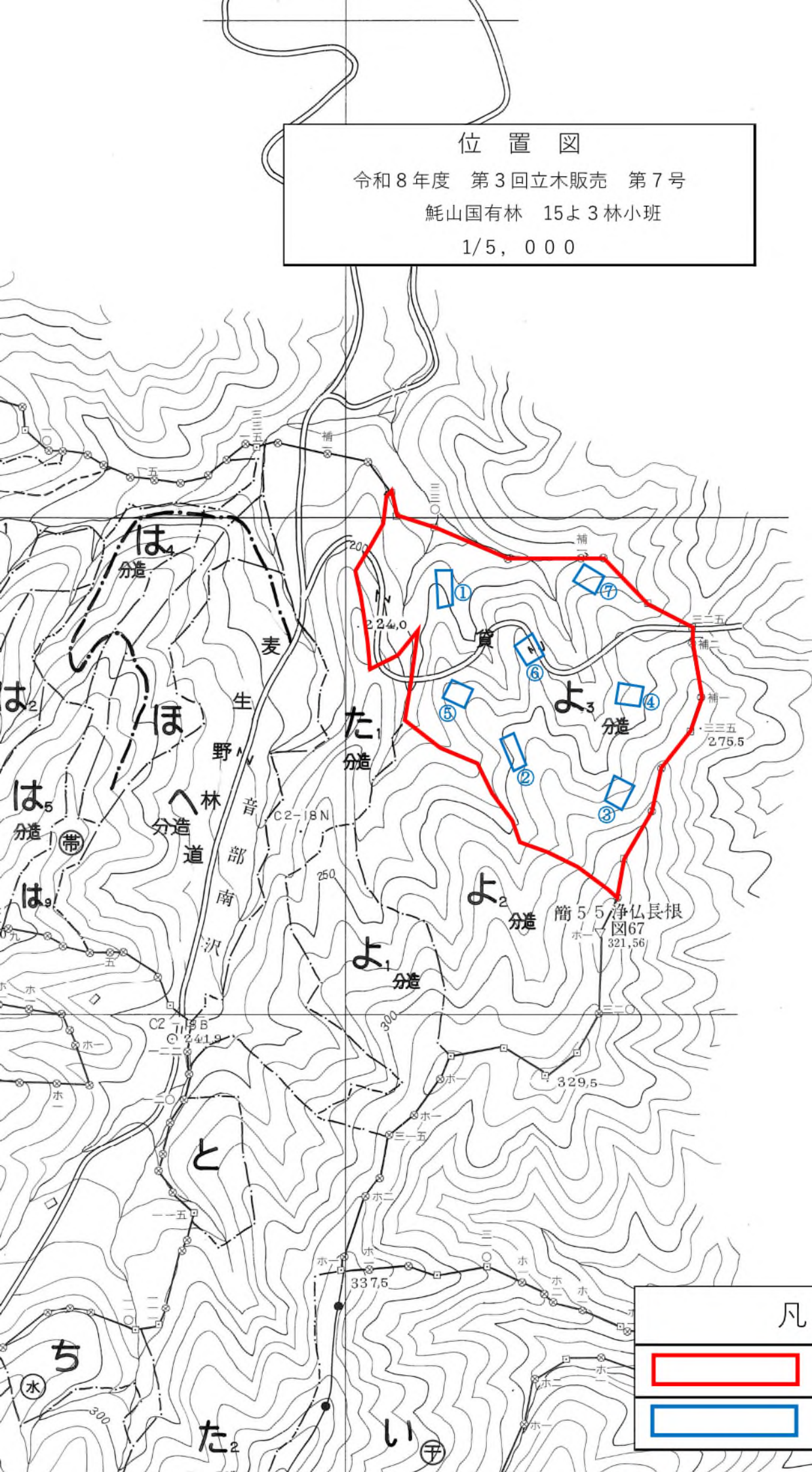
凡例



公売物件箇所



標準地



公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	8号-1	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	穴乳山国有林 56へ8林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：30%、民収：70%です。 2 本物件の周辺は保安林となっています。搬出に際し使用する場合には、保安林協議のため作業着手前に作業計画書の提出が必要となり、諸手続きには4週間程度の期間を要します。 3 ナラ類の伐採及び素材の移動については、別紙「ナラ枯れ被害材などの移動に関するガイドライン」に従って実施してください。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数					計		平均			
						10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
						以下	～20cm	～30cm	～40cm	～50cm	～60cm	以上				
調査方法	標準地調査		コナラ	生立木	低質材	3,916	1,305	18	0	0	0	0	5,239	191.40	8	8
伐採方法	皆伐		その他広葉樹	生立木	低質材	458	36	0	0	0	0	0	494	12.88	8	8
面積（ha）	2.47		L計			4,374	1,341	18	0	0	0	0	5,733	204.28		
林齢（年）	31															
搬出期間（ヶ月）	36															
契約関係	分収造林															
標準地面積	0.1400															
法令制限、その他留意事項	-															
保安林	-															
自然公園	-															
砂防指定	-															
			</													

林小班	56 ~ 8
-----	--------

主要樹種径級別本数及び材積

[illegible]

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	8号-2	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	穴乳山国有林 56へ9林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：30%、民収：70%です。 2 本物件の周辺は保安林となっています。搬出に際し使用する場合には、保安林協議のため作業着手前に作業計画書の提出が必要となり、諸手続きには4週間程度の期間を要します。 3 ナラ類の伐採及び素材の移動については、別紙「ナラ枯れ被害材などの移動に関するガイドライン」に従って実施してください。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20cm	22cm ～30cm	32cm ～40cm	42cm ～50cm	52cm ～60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地調査		アカマツ	生立木	低質材	0	55	22	0	0	0	0	77	12.95	18	11
面積 (ha)	1.66		N計			0	55	22	0	0	0	0	77	12.95		
林齢 (年)	30															
搬出期間 (ヶ月)	36		コナラ	生立木	低質材	2,535	1,184	0	0	0	0	0	3,719	141.49	10	9
契約関係	分収造林		その他広葉樹	生立木	低質材	277	133	11	0	0	0	0	421	18.05	10	9
標準地面積	0.1500		L計			2,812	1,317	11	0	0	0	0	4,140	159.54		
法令制限、その他留意事項	-															
保安林	-															
自然公園	-															
砂防指定	-															
				</												

林小班 56~9

主要樹種径級別本数及び材積

[illegible]

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	8号-3	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	穴乳山国有林 56〜10林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：30%、民収：70%です。 2 本物件の周辺は保安林となっています。搬出に際し使用する場合には、保安林協議のため作業着手前に作業計画書の提出が必要となり、諸手続きには4週間程度の期間を要します。 3 ナラ類の伐採及び素材の移動については、別紙「ナラ枯れ被害材などの移動に関するガイドライン」に従って実施してください。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm 〜20cm	22cm 〜30cm	32cm 〜40cm	42cm 〜50cm	52cm 〜60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地調査		コナラ	生立木	低質材	1,732	1,013	16	0	0	0	0	2,761	125.58	10	9
伐採方法	皆伐		その他広葉樹	生立木	低質材	733	577	62	16	0	0	0	1,388	105.44	12	11
面積（ha）	2.34		L計			2,465	1,590	78	16	0	0	0	4,149	231.02		
林齢（年）	29															
搬出期間（ヶ月）	36															
契約関係	分収造林															
標準地面積	0.1500															
法令制限、その他留意事項	-															
保安林	-															
自然公園	-															
砂防指定	-															
									</							

林小班	56~10
-----	-------

主要樹種径級別本数及び材積

[illegible]

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	9号-1	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	穴乳山国有林 56へ11林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：30%、民収：70%です。 2 本物件の搬出にあたり、民有地を通過、土場として使用する場合は、買受人において借地及び協議を行ってください。尚、地権者等の情報については、担当に問い合わせてください。 3 本物件の周辺は保安林となっています。搬出に際し使用する場合には、保安林協議のため作業着手前に作業計画書の提出が必要となり、諸手続きには4週間程度の期間を要します。 4 ナラ類の伐採及び素材の移動については、別紙「ナラ枯れ被害材などの移動に関するガイドライン」に従って実施してください。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20cm	22cm ～30cm	32cm ～40cm	42cm ～50cm	52cm ～60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地調査		コナラ	生立木	低質材	231	809	81	0	0	0	0	1,121	95.56	14	10
伐採方法	皆伐		その他広葉樹	生立木	低質材	23	140	12	0	0	0	0	175	18.58	16	11
面積（ha）	1.50		L計			254	949	93	0	0	0	0	1,296	114.14		
林齢（年）	28															
搬出期間（ヶ月）	36															
契約関係	分収造林															
標準地面積	0.1300															
法令制限、その他留意事項	-															
保安林	-															
自然公園	-															
砂防指定	-															

林小班	56~11
-----	-------

主要樹種径級別本数及び材積

[illegible]

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	9号-2	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	穴乳山国有林 56へ12林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：20%、民収：80%です。 2 本物件の搬出にあたり、民有地を通過、土場として使用する場合は、買受人において借地及び協議を行ってください。尚、地権者等の情報については、担当に問い合わせてください。 3 本物件の周辺は保安林となっています。搬出に際し使用する場合には、保安林協議のため作業着手前に作業計画書の提出が必要となり、諸手続きには4週間程度の期間を要します。 4 ナラ類の伐採及び素材の移動については、別紙「ナラ枯れ被害材などの移動に関するガイドライン」に従って実施してください。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20cm	22cm ～30cm	32cm ～40cm	42cm ～50cm	52cm ～60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地調査		コナラ	生立木	低質材	504	913	13	0	0	0	0	1,430	95.67	12	10
伐採方法	皆伐		その他広葉樹	生立木	低質材	39	78	0	0	0	0	0	117	7.11	12	10
面積（ha）	1.68		L計			543	991	13	0	0	0	0	1,547	102.78		
林齢（年）	27															
搬出期間（ヶ月）	36															
契約関係	分収造林															
標準地面積	0.1300															
法令制限、その他留意事項	-															
保安林	-															
自然公園	-															
砂防指定	-															

林小班	56~12
-----	-------

主要樹種径級別本数及び材積

[illegible]

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	9号-3	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	穴乳山国有林 56へ13林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：20%、民収：80%です。 2 本物件の搬出にあたり、民有地を通過、土場として使用する場合は、買受人において借地及び協議を行ってください。尚、地権者等の情報については、担当に問い合わせてください。 3 本物件の周辺は保安林となっています。搬出に際し使用する場合には、保安林協議のため作業着手前に作業計画書の提出が必要となり、諸手続きには4週間程度の期間を要します。 4 ナラ類の伐採及び素材の移動については、別紙「ナラ枯れ被害材などの移動に関するガイドライン」に従って実施してください。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数						計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20cm	22cm ～30cm	32cm ～40cm	42cm ～50cm	52cm ～60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地調査		その他広葉樹 (コナラ)	生立木	低質材	1,934	1,024	14	0	0	0	0	2,972	112.48	10	8
伐採方法	皆伐		合 計			1,934	1,024	14	0	0	0	0	2,972	112.48		
面積 (ha)	1.45															
林齢 (年)	26															
搬出期間 (ヶ月)	36															
契約関係	分収造林															
標準地面積	0.1004															
法令制限、その他留意事項	-															
保安林	-															
自然公園	-															
砂防指定	-															

林小班 56~13

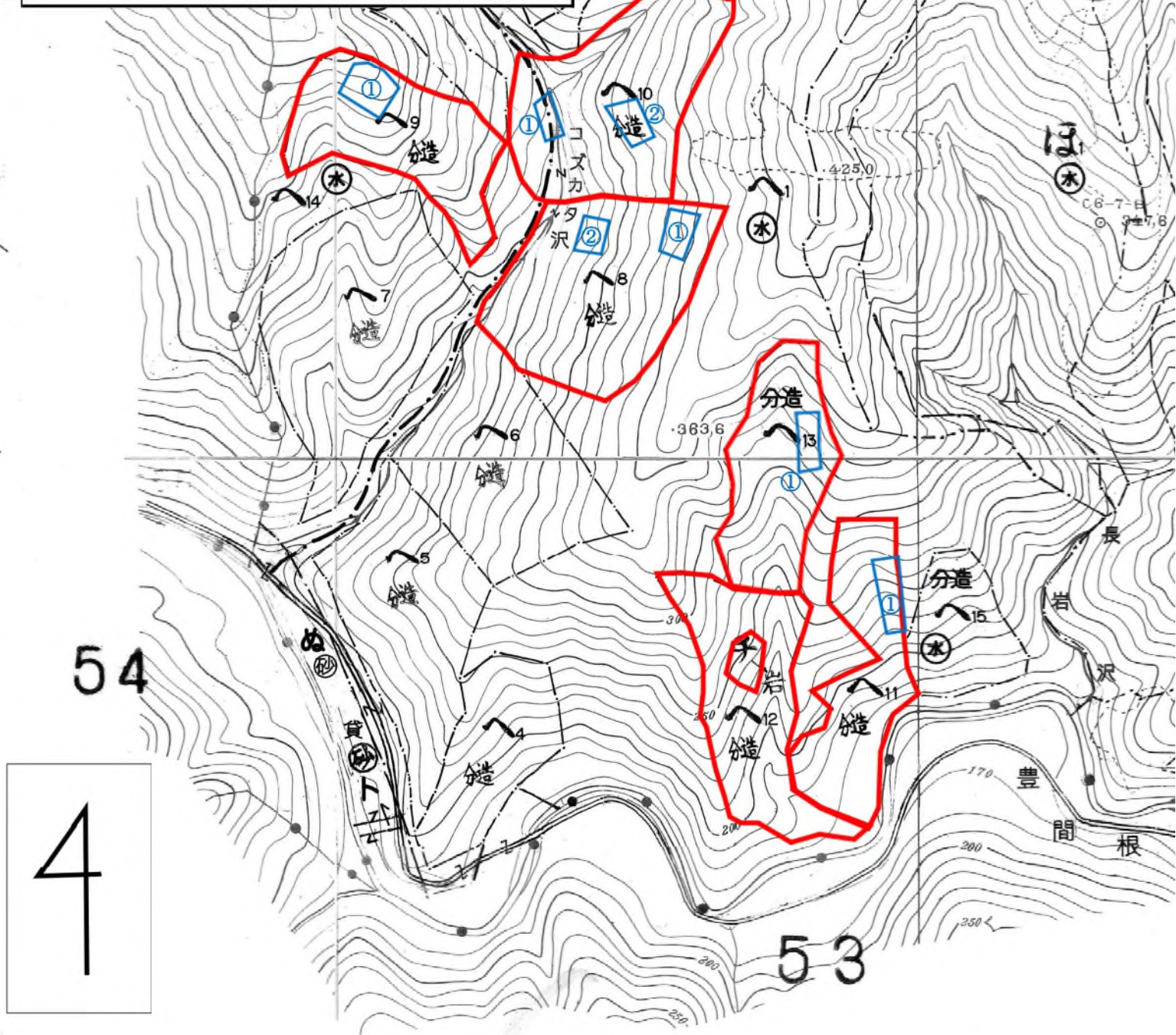
主要樹種径級別本数及び材積

[illegible]

位置図

令和8年度 第3回立木販売

- 第8号-1 穴乳山国有林 56〜8林小班
 - 第8号-2 穴乳山国有林 56〜9林小班
 - 第8号-3 穴乳山国有林 56〜10林小班
 - 第9号-1 穴乳山国有林 56〜11林小班
 - 第9号-2 穴乳山国有林 56〜12林小班
 - 第9号-3 穴乳山国有林 56〜13林小班
- 1/5, 000



凡例

	公売物件箇所
	標準地

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

[illegible]

林小班	56と4
-----	------

主要樹種径級別本数及び材積

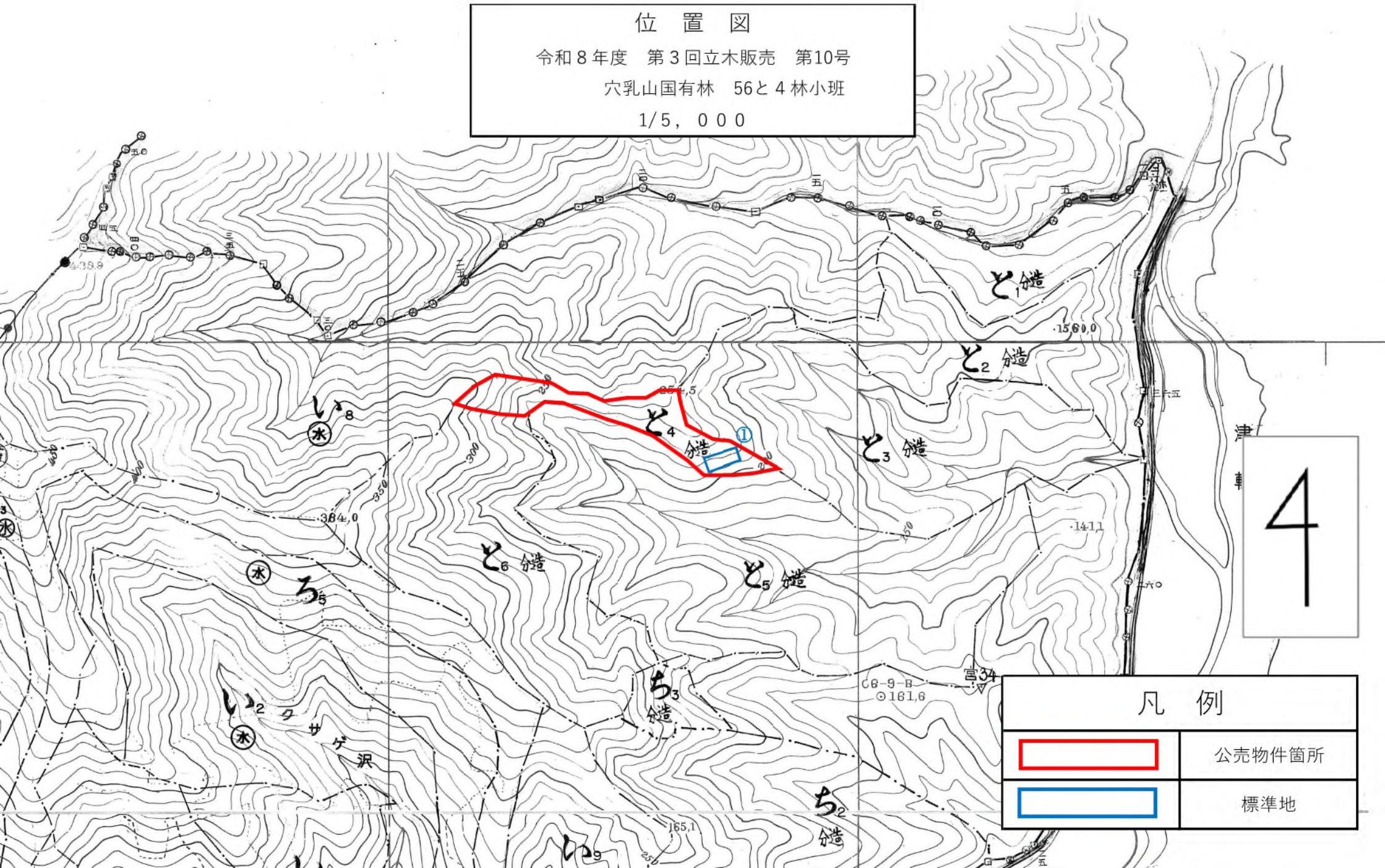
[illegible]

位置図

令和8年度 第3回立木販売 第10号

穴乳山国有林 56と4林小班

1/5,000



凡 例



公売物件箇所



標準地

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	11号	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	南田代山国有林 364い4林小班	1 本物件は分収造林です。分収権者の分収に係わる代金の納付については、契約後提示する方法により納入してください。分収割合は官収：20%、民収：80%です。 2 本物件の周辺は保安林となっています。搬出に際し使用する場合には、保安林協議のため作業着手前に作業計画書の提出が必要となり、諸手続きには4週間程度の期間を要します。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数						計		平均		
						10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
						以下	～20cm	～30cm	～40cm	～50cm	～60cm	以上				
調査方法	標準地調査		ミズキ	生立木	低質材	1,659	782	0	0	0	0	2,441	86.68	10	9	
伐採方法	皆伐		その他広葉樹	生立木	低質材	5,088	3,674	224	0	0	0	8,986	528.39	10	10	
面積 (ha)	5.14		L計			6,747	4,456	224	0	0	0	11,427	615.07			
林齢 (年)	35															
搬出期間 (ヶ月)	36															
契約関係	分収造林															
標準地面積	0.2758															
法令制限、その他留意事項	-															
保安林	-															
自然公園	-															
砂防指定	-															
														</		

林小班 364い4

主要樹種径級別本数及び材積

[illegible]

位 置 図
令和8年度 第3回立木販売 第11号
南田代山国有林 364い4 林小班
1/5, 000

位 置 図
令和8年度 第3回立木販売 第11号
南田代山国有林 364い4 林小班
1/5, 000

位 置 図
令和8年度 第3回立木販売 第11号
南田代山国有林 364い4 林小班
1/5, 000

位 置 図

令和 8 年度 第 3 回立木販売 第11号

南田代山国有林 364い4 林小班

1/5, 0 0 0

4

凡 例	
	公売物件箇所
	標準地

凡 例	
	公売物件箇所
	標準地

凡 例	
	公売物件箇所
	標準地

